政令

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年十二月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百九号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二十五条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「寄港地上陸」の下に「、入管法第十四条の二に規定する船舶観光上陸」を加える。

附　則

この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年十二月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第一条　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。」に改める。

第五条中「第二条第一号」を「第三条第一号」に改める。

第六条第一号中「保護」の下に「若しくは管理」を加え、同条第二号中「保護に」を「保護及び管理に」に、「保護又は」を「保護若しくは管理又は」に改める。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第二条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」を「の管理」に改める。

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

一　地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）本則の表百七の項及び百八の項

二　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）第三百九十一号

三　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令（平成十九年政令第十一号）第四条（見出しを含む。）

（環境省組織令の一部改正）

第四条　環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第八号及び第四十一条第一号中「及び」の下に「管理並びに」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
環境大臣　望月　義夫

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年十二月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百十一号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成三十三年十二月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　望月　義夫
内閣総理大臣　安倍　晋三